

平成 24 年 4 月 11 日

重要

各 郡 市 ・ 医 育 機 関 医 師 会 様

北 海 道 医 師 会

施 設 基 準 の 届 出 に つ い て

標記につきまして、今般日本医師会より別紙のとおり連絡がありましたので取り急ぎお知らせ申し上げます。

今般の診療報酬改定に伴い、新規の届出や、届出の出し直しが必要なものが出てきておりますが、過日より北海道厚生局及び当会からお知らせのとおり、それらの算定に当たっては本年 4 月 16 日までに、北海道厚生局あて届出する必要がありますので改めてお知らせ申し上げます。管下医療機関に対しまして再度のご周知方をよろしくお願い申し上げます。

また、別紙日本医師会からの連絡のとおり、今回の改定で算定項目の名称が変更されたが、平成 24 年 3 月 31 日において現に当該点数を算定していた医療機関であれば、新たに届出は必要ではないとされていた項目が、本年 3 月 30 日付け事務連絡「平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」により、届出が必要とされた項目が下記のとおり出てきております。

「慢性期病棟等退院調整加算 2」または「急性期病棟等退院調整加算 2」を算定していた医療機関が「退院調整加算」を算定するためには新たに届出が必要となりました。

つきましては、周知期間が大変短く誠に恐縮ですが、このことについても管下医療機関に対しご周知いただきたく何卒よろしくお願い申し上げます。

本件については、当会ホームページ「緊急重要情報」にも掲載いたしております。

北海道医師会ホームページ

URL <http://www.hokkaido.med.or.jp/>

— 医療保険部 —
(事業第一課)

平成24年4月10日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木邦彦

施設基準の届出について

平成24年度診療報酬改定につきましては、平成24年4月1日から施行されておりますが、医療機関からの施設基準の届出が遅れているとの指摘がございます。

施設基準の届出は、各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定するのが基本ですが、施行月の平成24年4月におきましては、16日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、4月1日に遡って算定することができます。

都道府県医師会におかれましては、改めて会員に対して、届出の確認をしていただくよう周知方をよろしくお願いいたします。

また、今回の改定で算定項目の名称が変更されましたが、平成24年3月31日において現に当該点数を算定していた医療機関であれば、新たに届出は必要ではないとされていた項目が、3月30日付け事務連絡「平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」により、届出が必要とされた項目があります。

具体的には「慢性期病棟等退院調整加算2」または「急性期病棟等退院調整加算2」を算定していた医療機関が「退院調整加算」を算定するためには新たに届出が必要となりました。

本件につきましては、周知期間が大変短くなっておりますことから、厚生労働省当局に対して、各厚生局における届出受理について柔軟な対応をするよう強く申し入れたところでございますが、併せてご周知いただきたく、重ねてお願い申し上げます。